

東濃中部病院事務組合助産師修学資金等貸与条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、東濃中部病院事務組合助産師修学資金等貸与条例（令和5年東濃中部病院事務組合条例第12号。以下「条例」という。）第12条の規定により、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定医療機関)

第2条 条例第1条に規定する管理者が指定する医療機関は、次に掲げる医療機関のうちから管理者が指定する。

- (1) 公立東濃中部医療センター
- (2) 前号に掲げるもののほか、管理者が特に必要と認める医療機関

(貸与の申請)

第3条 条例第5条に規定する修学資金等の貸与の申請をしようとする者は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる申請書に同表の右欄に掲げる書類を添えて、管理者に申請しなければならない。

| 資金の区分 | 申請書 | 添付書類 |
|-------|--------------------|---|
| 修学資金 | 修学資金貸与申請書（別記様式第1号） | (1) 誓約書（別記様式第3号） (2) 養成施設の在学証明書又は合格通知書の写し (3) 住民票の写し (4) 健康診断書 (5) 連帯保証人の印鑑証明書、住民票の写し及び所得を証する書類 |
| 就業資金 | 就業資金貸与申請書（別記様式第2号） | (1) 助産師免許証の写し (2) 履歴書 (3) 研修実施計画書 (4) 住民票の写し (5) 連帯保証人の印鑑証明書、住民票の |

| | | |
|--|--|--------------|
| | | 写し及び所得を証する書類 |
|--|--|--------------|

(連帯保証人)

第4条 条例第5条に規定する連帯保証人のうち、1人は修学資金等の貸与を受けようとする者の成年者の親族とし、他の1人は独立して生計を営む成年者で、かつ、修学資金等の返還の責を負うことができる程度の資力を有するものでなければならない。

2 連帯保証人が欠けたとき、又はその資格を欠くに至ったときは、新たに連帯保証人を定めて、速やかに連帯保証人変更承認申請書(別記様式第4号)を管理者に提出し、その承認を得なければならない。

(選考の方法)

第5条 条例第6条に規定する修学資金等の貸与を受ける者の選考は、第3条の規定により提出された書類の審査のほか、面接等による審査を行うものとする。

(貸与の決定)

第6条 管理者は、修学資金等を貸与する者を決定したときは、当該申請者に対し、助産師修学資金等貸与決定通知書(別記様式第5号)により通知するものとする。

(貸与の方法)

第7条 修学資金は、原則として3月分を一括して4月、7月、10月及び1月に貸与するものとする。ただし、修学資金の貸与を決定した日がこれらの月以降の場合にあつては、最初の貸与については、当該決定をした日の属する月の翌月に貸与するものとする。

2 就業資金は、当該資金の貸与を決定した日の属する月の翌月に貸与するものとする。

(契約の締結等)

第8条 管理者は、修学資金等を貸与する旨の決定の通知をしたときは、その通知を受けた者と修学資金等を貸与する旨の契約(以下「貸与契約」という。)を締結するものとする。

2 管理者は、条例第8条の規定により修学資金等の貸与の決定を取り消したときは、助産師修学資金等貸与決定取消通知書（別記様式第6号）により貸与契約を締結した者及び連帯保証人に通知し、貸与契約を解除するものとする。

（借用証書の提出）

第9条 修学資金等の貸与を受けた者（以下「被貸与者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸与を受けた修学資金等について、借用証書（別記様式第7号）を管理者に提出しなければならない。

（1） 修学資金に係る貸与契約に定める貸与期間が終了したとき又は第8条第2項の規定により貸与契約を解除されたとき。

（2） 就業資金の貸与を受けたとき。

2 前項の規定に関わらず、次条において承認を受けた期間の範囲内において借用証書の提出を猶予することができる。

3 管理者が第11条に規定する返還免除の申請を承認した場合においては、第1項に定める借用証書の提出を免除することができる。

（返還猶予の申請等）

第10条 条例第10条の規定により就学資金等の返還の猶予を受けようとする者は、返還猶予申請書（別記様式第8号）に猶予を受けようとする事由を証する書類を添えて管理者に申請し、その承認を受けなければならない。

（返還免除の申請等）

第11条 条例第11条の規定により修学資金等の返還の免除を受けようとする者は、返還免除申請書（別記様式第9号）に免除を受けようとする事由を証する書類を添えて管理者に申請し、その承認を受けなければならない。

（届出）

第12条 被貸与者又は連帯保証人は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに変更事項等届出書（別記様式第10号）にその事実を証する書類を添えて、管理者に届け出なければならない。

（1） 被貸与者又は連帯保証人の住所又は氏名に変更があったとき。

- (2) 条例第7条に規定する修学資金の貸与の休止に該当するとき又は当該休止された事由が消滅したとき。
- (3) 条例第8条に規定する修学資金等の貸与の決定の取消しに該当するとき。
- (4) 条例第10条に規定する修学資金等の返還の猶予に関し、当該猶予された事由が消滅したとき。
- (5) 連帯保証人が死亡したとき又は連帯保証人に破産手続開始の決定その他連帯保証人として適当でない事由が生じたとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、修学資金等の貸与に関し重要な事項に異動があったとき。

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (令和5年10月23日東濃中部病院事務組合規則第6号)

この規則は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則 (令和6年11月29日東濃中部病院事務組合規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。